

広島県人権啓発推進プラン

平成14年11月策定
平成18年 3月改定
平成23年 1月改定

第1章 はじめに

広島県人権啓発推進プランは、平成14年5月に策定した「広島県人権教育・啓発指針」に基づき、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として、平成14年11月に策定、平成18年3月に改定し、人権啓発への取組を推進してきたところである。

国が、平成9年7月に策定した「人権教育のための国連10年」国内行動計画において掲げられた女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者(*1)・ハンセン病(*2)患者、刑を終えて出所した人等をめぐる様々な人権問題は、人権擁護を推進していく上での重要課題であるとしており、その取組が引き続き求められている。

また、犯罪被害者及びその家族に対する支援やインターネット上における人権侵害の問題に対する対応の強化も求められている。

本県においては、このような人権を取り巻く情勢を踏まえ、プランに基づき、住民に身近な行政サービスを担う市町と連携し、人権啓発への取組を着実に推進することとする。

第2章 人権啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

国の世論調査（平成19年6月内閣府実施）によると、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度は、前回（平成15年2月）の調査結果と大きな変化は見られない状況である。このため、憲法をはじめとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する。

※1 HIV感染者： HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人（エイズ〔P15〕患者を含む。）をいう。

※2 ハンセン病： らい菌による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気である。遺伝病ではなく、感染力は極めて弱い。しかしながら、患者が強制的に入所させられたことなどから、強い感染力を持った恐ろしい病気であるという誤ったイメージが定着した。有効な治療薬により完全に治り、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはない。治癒した後に残る変化は後遺症にすぎず、回復した人に接触しても感染することはない。

(2) 生命の尊さ

いじめや児童・高齢者への虐待(※1,2), ストーカー行為(※3), 近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において, ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として, 人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されている。このため, 生命の尊さ・大切さや, 他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する。

(3) 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮や社会における横並び意識の存在等が, 安易な事なかれ主義に流れたり, 人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており, そのことにより, 各種差別の解消が妨げられている側面がある。このため, 異なる個性を前提とし, 互いの違いを認め, 尊重し合うことが大切であるということを訴えかける啓発を推進する。

2 各人権課題に対する取組

(1) 女性

日本国憲法では, 個人の尊重と法の下での平等がうたわれ, 立法的な措置として, 男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法が制定されるなど, 男女が性別により差別されることなく, その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつある。

本県においても, 「広島県男女共同参画推進条例」において男女共同参画(※4)のための基本理念を定めるとともに, 条例に基づき平成15年2月から2次にわたる広島県男女共同参画基本計画を策定し, 男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきた。

※1 児童虐待： 保護者等による, 子どもの心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいう。児童虐待の防止等に関する法律では, 身体的虐待, 性的虐待, ネグレクト(保護の怠慢, 放置), 心理的虐待の四つが児童虐待と定義されている。

※2 高齢者虐待： 家庭等において高齢者の養護に当たる者が, ①身体的虐待(暴力等), ②心理的虐待(無視, 脅迫等), ③経済的虐待(財産を取り上げる等), ④性的虐待(性的暴力, いたずら等)を加えたり, ⑤養護を著しく怠ること。

※3 ストーカー行為： 同一の者に対して, 恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等, 身体の安全, 住居等の平穏や名誉を害し, 不安を覚えさせるような行為を反復すること。

※4 男女共同参画： 男女が, 社会の対等な構成員として, 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され, もって男女が均等に政治的, 経済的, 社会的及び文化的利益を受けることができ, かつ, 共に責任を担うことをいう。

しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況がある。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント（※1）、ストーカー行為等、人権を侵害する事案が多発している。

このため、平成23年3月策定の広島県男女共同参画基本計画（第3次）に基づき、男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、啓発を行う必要がある。

（具体的な取組）

- ① 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を促進する。（全局局）
- ② 男女共同参画を推進するための啓発を充実・強化する。なお、男女共同参画は、男女がともに理解を深めることが重要であることから、男性や若い世代にも対応した広報・啓発を行う。（環境県民局）
- ③ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するため、「男女雇用機会均等法」などの定着促進を図る。（商工労働局）
- ④ 女性の社会参画を促進するため、仕事と家庭が両立できる環境を整備するとともに、個々の能力やライフスタイルに応じた多様な働き方の支援を行う。（商工労働局）
- ⑤ 家庭における男女共同参画を推進するため、男性の家事や育児・介護などへの参画を支援する。（環境県民局）
- ⑥ 配偶者等からの暴力に適切かつ迅速に対応し、被害者の安全確保と自立を支援するため、被害者の保護に関する相談・支援体制の一層の充実を図る。（健康福祉局、警察本部）
- ⑦ 配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等あらゆる暴力の根絶に向けて、取締りを強化するとともに、人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。（環境県民局、健康福祉局、商工労働局、警察本部）

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法等においてその基本原理ないし理念が示されている。国際的にも、日本をは

※1 セクシュアル・ハラスメント： 職場等において行われる性的な言動に対する職員の対応によって、当該職員が仕事を上る上で一定の不利益を受けたり、また、そのような言動によって当該職員の就業環境が害されることをいう。

じめ多くの国が批准している児童の権利に関する条約(*1)等に権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

昭和54年に制定した「広島県青少年健全育成条例」においても、「青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならない」と規定している。

しかし、子どもを取り巻く環境は、少年非行の増加や児童買春・児童ポルノ、薬物乱用などの子どもの健康や福祉を害する犯罪の多発、児童虐待やいじめの問題等、憂慮すべき状況が続いている。

また、不登校や発達障害(*2)など子どもの抱える問題が深刻化していることを背景に、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども等への支援を推進することとされた。

本県においても、平成22年度から5年間を計画期間とする「みんなで育てるこども夢プラン」において、こどもの幸せを第一に考えるという視点を掲げて各種取組を推進することとしている。

以上のように、子どもを取り巻く状況も変化し、その対応が図られているが、とりわけ、人権の視点からは、広島の次代を担う子どもが、心身ともに健康でのびのびと育ち、その利益が最大限に尊重され、子ども一人ひとりの良さや可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりを進めるための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 子どもが健やかに育つために、家庭をはじめ学校、地域等、社会全体が、子どもたちの一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たすための啓発を行う。
(環境県民局)
- ② 「児童の権利に関する条約」の広報や「児童福祉月間」「児童虐待防止推進月間」を通じて、これらの趣旨の徹底を図り、子どもの人権について、社会全体の関心を喚起する。(環境県民局、健康福祉局)

***1** 児童の権利に関する条約：平成元(1989)年に国連総会で採択された。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約。わが国は、平成6(1994)年に批准。

***2** 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- ③ 児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、こども家庭センター(※1)と市町や関係機関が連携しながら、児童虐待に対する正しい理解や未然防止の必要性について啓発するとともに、早期発見・早期対応から事後ケア(再発防止)に至るまでの一貫した取組を推進するなど、相談・援助体制の一層の充実を図る。(健康福祉局)
- ④ 児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育や健全な育成を促す指導を行うとともに、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する啓発を行う。(健康福祉局)

(3) 高齢者

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、65歳以上人口が総人口の23パーセントに迫っている。今後、人口規模の大きい団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には、高齢化率は27パーセント近くまで達する見込みである。

国においては、高齢社会対策基本法(平成7年12月施行)に基づく高齢社会対策大綱(平成13年12月閣議決定)を基本とし、各種の対策が講じられている。

また、介護保険制度(平成12年4月創設)の改革が行われ、平成18年4月から、認知症高齢者の増加、高齢者虐待への対応などの視点を含む新たなサービス体系が導入されている。

一方、本県の高齢化率は、全国平均以上で推移しており、介護保険制度の要支援・要介護認定高齢者数の高齢者人口に占める割合も全国平均より高い。

こうした動向を踏まえ、平成21年度から3年間を計画期間とする「第4期ひろしま高齢者プラン」を策定し、各種の取組を推進している。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する虐待や財産侵害、社会参加の困難性などが指摘されているほか、介護サービスの提供についても、要介護高齢者等の尊厳を保持する視点が求められている。

このため、高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいをもって安心して生活できるよう、啓発等を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 「老人保健福祉月間」等を通じ、高齢者問題を「世代を超えた共通の課題」として考える契機とするとともに、高齢者保健福祉の重要性について理解の促進を図る。(健康福祉局)

※1 こども家庭センター： 県の機関で、児童相談所、知的障害者更生相談所及び婦人相談所の機能を統合し、子どもと家庭に関する総合的、専門的な相談・援助機能を担う。平成17年7月11日に、西部、東部、北部の3か所に開設した。

- ② 介護サービスをはじめとする保健福祉サービスの利用者が適切なサービスを選択できるよう，市町の地域包括支援センター(※1)を中心とした的確な情報の提供や権利擁護を含む相談・支援体制の整備を促進し，相談窓口の強化を図る。(健康福祉局)
- ③ 高齢者への虐待防止について，地域包括支援センター等関係機関の職員，介護支援専門員等に対する研修などを通じ，高齢者の人権尊重への理解と認識を深め，虐待の早期発見や各関係機関との連携による適切な対応に努める。また，介護保険施設等における身体拘束(※2)の禁止の徹底に努める。(健康福祉局)
- ④ 高齢者が地域社会の一員として活躍できるよう，高齢者及び地域住民に対する意識啓発，地域活動実践者やそのリーダーの養成，活動の場に関する情報提供等を実施し，高齢者の社会活動に係る支援を行う。(健康福祉局)
- ⑤ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識，経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため，定年の引上げや継続雇用制度の導入等による65歳までの安定した雇用の確保，再就職の援助，多様な就業機会の確保のための啓発を行う。(商工労働局)
- ⑥ 高齢化の進展に伴い，認知症高齢者が増加することが見込まれる中，早期発見・早期診断の推進，発症後の症状に応じた適切な医療や介護サービスの提供，認知症高齢者や家族を地域で支えるための支援体制の整備などに努める。
- また，市町において地域包括支援センターを中心に実施される高齢者の権利擁護事業の充実を促進するとともに，成年後見制度(※3)，社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業の周知に努める。(健康福祉局)

※1 地域包括支援センター： 公正・中立な立場から，地域における，①総合的な相談窓口機能，②介護予防マネジメント（介護予防プランの作成等），③包括的・継続的マネジメント（支援困難事例等への指導・助言等）を担う機関。

市町又は市町が委託する法人が運営主体となる。(平成18年4月創設)

※2 身体拘束： 心身機能が低下した高齢者が徘徊や転落などしないように，車椅子にベルトで身体を固定したり，ベットを柵で囲むなどその動きを抑制し，行動を制限すること。

※3 成年後見制度： 認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。従来，禁治産，準禁治産という2つの類型が設けられていたが，平成12年の民法の改正により，軽度の認知症等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され，これまでよりも利用しやすい制度となった。

(4) 障害者

国においては、平成14年12月に、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年3月策定）に続く新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」を策定し、「リハビリテーション(※1)」及び「ノーマライゼーション(※2)」の理念を継承するとともに、資格、免許等の取得が制限されるなどの欠格条項(※3)63項目すべての見直しを行うなど、障害者の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図っている。

また、これらの計画を踏まえ、職業を通じての社会参加を進めていけるよう、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等に基づき、障害者雇用の一層の促進が図られている。

併せて、国においては、「障害者の権利に関する条約」の締結に向け、国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うための検討を進めており、平成18年4月施行の「障害者自立支援法」については今後廃止し、「制度の谷間」のない利用者の応能負担を基本とする総合的な制度の構築を目指すこととしている。

本県においては、平成7年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、障害者や高齢者を含むすべての人が、自由に行動し、社会参加ができるだれもが住みよい福祉のまちづくりについての取組を行っている。

また、平成16年3月に、平成25年度を目標年次とする新たな「広島県障害者プラン」を策定し、市町や関係団体と連携を図りながら、すべての人々の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的・計画的に障害者施策を推進している。

しかし、障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだに働く場所の確保や情報の収集・利活用等に際して様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれている。更に、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在している。

このため、障害者が人権を尊重され、主体性・自主性をもって日常生活や社会生活を送ることができるような社会を構築するための啓発を行う必要がある。

※1 リハビリテーション： 障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すという考え方。

※2 ノーマライゼーション： 障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

※3 欠格条項： 障害があることを理由に資格や業の許可等を与えないとする法令上の規定。

(具体的な取組)

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進するため、「ノーマライゼーション」の理念についての啓発を行う。(健康福祉局)
- ② 障害者が、主体性・自主性をもって自身の生活を設計し、社会の発展に参加できる環境づくりのための啓発を行う。(健康福祉局)
- ③ すべての人々が、自由に行動し、社会参加ができるようなバリアフリー(※1)社会実現のため、福祉のまちづくりを県民運動として、より一層積極的に推進する。(健康福祉局)
- ④ 障害者の職業的自立を目指し、国や関係機関と連携して、障害者の就業機会を確保するための啓発を行う。(商工労働局)
- ⑤ 障害者が主体的な選択により、福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度やこれを補完する福祉サービス利用援助事業(※2)等の制度の活用について周知を図る。(健康福祉局)
- ⑥ 障害者には、財産侵害、施設における虐待等の問題があるが、個人としての尊厳を尊重し適切な処遇が行われるよう、施設等職員の研修に努めるとともに、人権の重要性についての理解と認識を深めるための啓発を行う。(健康福祉局)

(5) 同和問題

同和問題は、同和地区に生まれ育ったということのみの理由で、結婚や就職等日常生活のうえで差別されるといふ我が国固有の人権問題である。

この問題を解決するために、昭和44年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきた。この結果、同和地区の環境整備などについては着実に改善されてきたことから、平成13年度末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策二一ズについては、一般施策の中で対応することとした。

※1 バリアフリー： 障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語であり、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、意識上の障壁、文化・情報面での障壁の除去という意味でも用いられる。

※2 福祉サービス利用援助事業： 認知症高齢者、知的・精神障害者など判断能力が十分でないため、自己の能力で福祉サービスを適切に利用することが困難な人に対して、できる限り家庭や地域で自立した生活が送れるよう支援する事業で、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う。実施主体は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会。

しかし、同和問題に関する差別意識は依然として存在しており、また、社会の情報化の中でインターネットを利用した悪質な差別情報の掲載等の問題がある。

このような現状を踏まえ、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要がある。

(具体的な取組)

- ① 同和問題に対する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及を図るための啓発を充実する。(環境県民局)
- ② 事業主に対して、公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が確保されるよう啓発を行う。(商工労働局)
- ③ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題が生じているため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施する。(環境県民局)
- ④ 社会福祉施設である隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動等を行っており、それらに対する支援を行う。(環境県民局)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、アイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有している。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、国においては、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定された。

また、平成20年6月に国会において採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する官房長官談話を踏まえ、有識者の意見を聞きながら、総合的な施策の確立に取り組むため、国において、

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成21年7月、今後のアイヌ政策の基本的考え方や国民の理解の促進などについての報告書が提出された。

これらの状況を踏まえ、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図る。(環境県民局)

(7) 外国人

我が国と諸外国との交流はますます拡大する傾向にあり、本県においても海外からの旅行者や居住する外国人が増加するとともに、その国籍も多様化している。

外国人登録者数の国籍別の状況は、中国籍の人たちの占める割合が、平成18年から韓国・朝鮮籍の人たちを超えて、第1位となっている。

また、平成2年の我が国の「出入国管理及び難民認定法」改正を契機として増加したブラジルなど南米諸国からの日系人のほか、フィリピン、ベトナム等の登録者が増加している。

今後も、少子・高齢化が進行する中、ASEAN諸国などとの経済連携協定の推進により、看護・介護など専門的・技術的な分野への受入れが進み、外国籍県民のさらなる増加が見込まれる。

こうした中、本県では、国籍や民族を問わずすべての人の人権や様々な文化、生活習慣、価値観などが尊重され、一人ひとりが個性や能力を発揮しながらいきいきと活躍できる「多文化共生社会」を目指して、誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域社会へ参加できる環境整備を進めている。

しかし、外国人の就労に際しての差別のほか、子どもの教育や入居・入店拒否等様々な問題が生じている。

また、外国人に対する嫌がらせや差別発言など、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在している。

これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が安心して生活できるように、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 「暮らしの中の国際化」を進め、人権尊重を人類共通の課題として、グローバルな視野で考えるとともに、一人ひとりが暮らしの中の問題として身近なところから行動できるよう、関連情報を提供し、人権意識の高揚を図る。(地域政策局)
- ② 外国籍県民とともに生きる地域づくりを推進するため、外国籍県民の言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するとともに、地域社会で活躍できる環境づくりを進める。(地域政策局)
- ③ 外国人労働者の雇入れに関しては、「出入国管理及び難民認定法」、労働関係法令、その他の法令に基づいて、外国人労働者の適正な雇用や労働条件が確保されるよう、事業主への普及啓発を行う。(商工労働局)

(8) HIV感染者及びハンセン病患者・回復者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者等や家族に対する様々な人権問題が生じている。

国においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成11年4月施行)を制定し、感染症の患者等の人権を保護するよう規定している。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要なことは言うまでもないが、それとともに、感染症の感染者、患者や回復者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が欠かせない。

ア HIV感染者等

我が国のヒト免疫不全ウィルス(HIV)の感染者及びエイズ^(※1)患者の累積報告数は、平成16年に1万人を超え、現在も増加傾向にある。

HIV感染者及びエイズ患者に対しては、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等の問題が生じている。

※1 エイズ： HIVに感染した結果、免疫機能が破壊されて免疫不全状態となり、重症の日和見感染症(カリニ肺炎、カンジダ症など)を合併したり、カポジ肉腫や神経症状をきたす病気をエイズ(後天性免疫不全症候群)という。全経過をまとめてHIV感染症と呼び、エイズという名称は、HIV感染症の経過のうち、日和見感染症などを発病した後の状態に限定して用いられる。

しかし、報告数の約8割が性的接触によるものであり、感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

このような状況を踏まえ、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を踏まえ、「世界エイズデー(※1)」のキャンペーン、中・高等学校への出前健康教育等を通じ、HIV感染症に対する正しい理解と知識の普及に努める。(健康福祉局)

イ ハンセン病患者・回復者等

ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために偏見と差別があり、この結果、患者等の人権を侵害し、社会復帰を困難なものにしている。

このような状況の下、国の損害賠償責任を認める判決(※2)が下され、これまでの隔離政策が正された。

また、平成21年4月に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を踏まえ、今後更に、ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

※1 世界エイズデー： WHO(世界保健機関)は、昭和63(1988)年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”(世界エイズデー)と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。平成8(1996)年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS(国連合同エイズ計画)が、この活動を継承している。

※2 国の損害賠償責任を認める判決： ハンセン病の回復者の方々が、熊本地裁に「らい予防法」に基づく国の隔離政策によって人権を侵害されたとして、国を相手取り損害賠償を求めた裁判。

平成13年5月11日熊本地裁は判決において、「遅くとも1960年以降は、隔離の必要性はなかった。」と原告の訴えを全面的に認め、隔離政策見直しを怠った旧厚生省、そして、「らい予防法」を放置し、適切な立法措置をとらなかった国会の責任を指摘。国に総額およそ18億円を支払うよう命じた。同年同月、国は控訴を断念した。

(具体的な取組)

- ① 偏見や差別の解消のため、また療養所に入所しているハンセン病回復者が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及に努める。(健康福祉局)

(9) 刑を終えて出所した人

本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う。

(10) 犯罪被害者等

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いである。しかしながら、様々な犯罪が跡を絶たず、犯罪被害者等^(※1)の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、精神的被害等二次的被害に苦しめられることも少なくなかった。

しかし、近年、被害者団体等の積極的な活動や行政と連携した民間被害者援助団体による各種支援活動の活発化により、被害者支援に対する社会的関心が大きな高まりを見せている。

こうした中、平成16年12月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び行政が実施する施策への国民の協力責務を規定するなど、犯罪被害者等を社会全体で支える支援体制が整備・確立されつつある。

この社会的支援を背景に、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益の保護等、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を積極的に行う必要がある。

※1 犯罪被害者等： 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族。(犯罪被害者等基本法第2条)

(具体的な取組)

- ① 犯罪被害者相談等に対応する各種相談窓口担当者や支援に携わる者が相談等に適切に対応するため、支援ハンドブック等の更新や研修会を開催するとともに、関係機関や団体との連携強化を図る。(環境県民局)
- ② リーフレットやホームページなど各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等の受けた痛み等についての県民の理解を深め、支援の必要性や各種制度及び相談窓口の周知等について広報啓発を行う。(環境県民局)
- ③ 保健・医療・福祉サービス、労働相談及び居住の安定を図るための施策などの対応を行う。(健康福祉局、商工労働局、都市局)
- ④ 捜査過程における被害者等の早期の被害回復や精神的負担の軽減を図るため、権利利益の保護あるいは適正な処遇に配慮した情報の提供や被害者保護活動などの各種支援を行う。(警察本部)
- ⑤ 犯罪被害者等の多様なニーズに対応したきめ細やかな直接的支援が可能な民間被害者援助団体等への支援を行うとともに、これら団体等の活動などについて、県民への周知を図る。(環境県民局、警察本部)

(11) インターネットによる人権侵害

個人の情報を不正に収集・提供することは、大きな人権侵害であるが、近年急速に発達しているインターネットにおいては、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等が行われている。

これらの情報の流通においては、いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載等、人権にかかわる問題が生じている。

また、最近では、インターネットを利用して、不正に個人情報入手し、架空の請求書を送りつけたり、偽造カードで現金を引き出したりするフィッシング(※1)詐欺などの犯罪が増え、平穏な生活が脅かされている状況となっている。

※1 フィッシング：銀行等の企業からのメールを装い、メールの受信者に偽のホームページにアクセスさせて、クレジットカード番号やID、パスワード等を入力させて個人情報を不正に入手する行為。

国においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定（平成14年5月施行）し、インターネットなどによる情報の流通によって他人の権利が侵害された際のプロバイダ（※1）等の措置について責任範囲を明確化するとともに、当該情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダなどに対し、そのプロバイダなどが保有する発信者情報の開示を請求できることが規定されている。

また、こうした高度情報通信社会における個人情報の著しい利用の拡大を背景として、国においては、「個人情報の保護に関する法律」を制定（平成17年4月1日施行）し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務が新たに規定されるとともに、本県においても、「広島県個人情報保護条例」を全部改正（平成17年4月1日施行）し、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを強化している。

（具体的な取組）

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く県民に対して啓発を行うとともに、関係団体などへの制度の周知・啓発に努める。（総務局）
- ② 県民や個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の保護に関する正しい理解を深めることが重要であり、そのため広く個人情報保護制度の周知・啓発に努める。（総務局）

(12) その他

これらの他、北朝鮮当局によって拉致された被害者等（※2）など、その他の課題について啓発を行う。また、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて、啓発の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱（※3）」に基づき職

※1 プロバイダ： インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

※2 北朝鮮当局によって拉致された被害者等： 北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者とその家族、北朝鮮を脱出した脱北者及び日本人配偶者等北朝鮮国内で人権侵害を受けている者。

※3 広島県人権問題職場研修実施要綱： 県職員一人ひとりが、人権問題を正しく認識し理解を深めるとともに、人権尊重の理念に根ざした社会の確立に向け、それぞれの行政分野において、適切な対応が行える力を培うことを目的とした人権問題職場研修の実施について定めたもの。

場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいて研修を実施する。

市町職員，教職員，警察職員，消防職員，医療・保健・福祉関係者等に対しては，それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど取組に対して支援する。

4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進

(1) 県民参加型の啓発活動の実施

県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し，それに対する県民の理解を深めるためには，幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することが重要であり，県民が親しみをもって参加できる人権啓発のためのイベントを実施する。

(2) 実施主体間の連携

市町，民間企業等の事業所においては，従来からそれぞれの実情に応じた人権啓発の取組が行われているところである。県としては，ナビゲーターとして，これらの実施主体と連携を図るとともに，調整，支援・協力，情報発信を行う。

(3) 担当者の育成

人権啓発に当たっては，地域・職域に密着したきめ細かな活動が必要であるとともに，担当者の育成が重要である。そのために，市町，民間企業等の事業所で人権啓発を担当する職員を対象に，必要な知識を習得するための研修会を実施し，その育成に努める。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は，効果的な人権啓発を推進していく上で不可欠のものであることから，その整備・充実に努める。

また，人権啓発の各実施主体等が保有する資料等について，その有効かつ効率的な活用を図るため，県民がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努める。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

人権啓発を効果的に推進するため，先進的な人権啓発の取組を行っている国，都道府県，大学等の取組内容・手法に関して調査・研究を行い，効果的な啓発内容・手法の開発に努める。

(6) マスメディアの活用等

人権啓発の推進に当たっては、マスメディアの果たす役割は極めて大きい。県民に対して効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。そのため、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページなどの広報媒体やパブリシティ^(※1)等、様々な手法を活用した啓発を推進する。

(7) インターネット等IT関連技術の活用

ホームページ等の充実により、広く県民に対して、多種多様の人権啓発に関する情報を提供する。

(8) 新たな手法による啓発活動の実施

地元のスポーツチームとの連携等により、県民が親しみやすい効果的な人権啓発・広報を行う。

第3章 プランの推進

1 推進体制

人権啓発は、全庁的に総合的かつ効果的に推進する。

2 国・市町等との連携・協力

人権啓発の推進に当たっては、広島法務局、広島県、広島市、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び広島県人権擁護委員^(※2)連合会で構成している「広島県人権啓発活動ネットワーク協議会^(※3)」と連携・協力する。

また、同協議会において、本県をはじめ国や市町の各種相談機関等との相互の連携・強化を図る。

市町、民間企業等の事業所の果たす役割は大きいことから、それぞれの役割や立場を尊重しつつ互いに連携・協力し啓発を行う。

※1 パブリシティ： 報道機関に県政の情報を提供したり、取材活動に協力したりして、記事又はニュースとして取り上げてもらうようにする広報活動のこと。

※2 人権擁護委員： 地域住民の中にあつて人権擁護活動の任務を持つ。市町村の推薦を受け法務大臣が委嘱する。現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては区）に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民からの人権相談を受けるなどの活動を行っている。

※3 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会： 広島法務局、広島県、広島市、社会福祉法人広島県社会福祉協議会、社会福祉法人広島市社会福祉協議会、広島県人権擁護委員連合会で構成された人権啓発活動を行う組織で平成10年11月26日に発足。

3 フォローアップ及び見直し

人権啓発の実施状況を点検し、その結果を以後の啓発に反映させるなど、プランのフォローアップに努める。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、プランの見直しを行う。

プランの推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。